

4月1日をまたぐ請求書の消費税率に注意

お客様に商品を納めるときに、例えば毎月20日締めとかで請求書を送る場合は多いと思います。平成26年4月1日より消費税率が5%から8%にあがります。

そうすると、4月20日締めの請求書には、3月21日から4月20日の売上が記載されます。

今までは消費税抜きでの売上高合計に消費税5%分を加える形の請求書が多いと思います。

しかし、4月1日から消費税率が変わるため、請求書は2つに区分しなければなりません。

3月21日から3月31日までの出荷については5%の消費税率、4月1日から4月20日までの出荷については8%の消費税率ということです。

請求書の発行システムがうまく対応しない場合は、5%の請求書(3月21日から3月31日分)と8%の請求書(4月1日から4月20日分)を発行する等の対応を考えなければなりません。



消費税の経理処理については注意すべきことが多いので、お客様の経理担当者の方に向けて消費税の経理処理の勉強会を企画しました。どうぞお気軽にご参加ください。

【日 時】 平成26年4月7日(月) ・ 4月14日(月)
14:00~16:00 ※両日とも同じ内容になります。

【会 場】 TKP天神シティセンターアネックス 6F
[カンファレンスルーム2]
福岡市中央区天神2-13-7 福岡平和ビル6階
TEL: 092-720-8003

【テ ー マ】 ・消費税率アップに伴う経理処理の注意点

∞ ∞ ∞ 申 込 み ∞ ∞ ∞

送付先 FAX: 092-731-4628
(長公認会計士事務所)

御社名 _____

参加者名 _____ (参加人数: 人)

御連絡先 TEL: - - FAX: - -

参加日 ※参加される日程をお選びください

4月7日 ・ 4月14日

御申込者へは改めてご連絡させていただきます。

印紙税の引き下げ

平成 26 年 4 月 1 日より印紙税法が変わります。

最近の税法改正は、ずっと先の〇〇年から税法を改正すると決めることが増えてきています。逆にいうと、実際に改正税法が適用されるときには、その広報が十分なされていないという問題が生じてきています。

平成 24 年 8 月に平成 26 年 4 月 1 日から印紙税を次のように変更すると決めていました。

<平成 26 年 4 月 1 日からの改正適用>

A 領収書の収入印紙

従来、3 万円未満は収入印紙は不要、売上代金 3 万円以上～100 万円以下までは 200 円とされてきました。

4 月以降は売上代金の金銭の領収書は、5 万円未満は収入印紙不要、5 万円以上～100 万円以下 200 円とされます。

売上代金以外の金銭の受取書の収入印紙は、3 万円未満は非課税、3 万円以上は 200 円でしたが、4 月以降 5 万円未満は非課税、5 万円以上は 200 円となります

B 不動産譲渡契約書及び建設工事請負契約書の収入印紙

平成 26 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に作成される不動産譲渡契約書及び建設工事請負契約書に係る印紙税の税額は、下記の契約金額欄に掲げる金額の区分に応じ、軽減後の税額欄の金額になります。

契 約 金 額		税 額 (H26. 3. 31 迄)	軽減後の税額 (H26. 4. 1～H30. 3. 31 迄)
不動産譲渡契約書	建設工事請負契約書		
1 万円超 10 万円以下	1 万円超 100 万円以下	200 円	200 円
10 万円超 50 万円以下	100 万円超 200 万円以下	400 円	200 円
50 万円超 100 万円以下	200 万円超 300 万円以下	1 千円	500 円
100 万円超 500 万円以下	300 万円超 500 万円以下	2 千円	1 千円
500 万円超 1 千万円以下		1 万円	5 千円
1 千万円超 5 千万円以下		1 万 5 千円	1 万円
5 千万円超 1 億円以下		4 万 5 千円	3 万円
1 億円超 5 億円以下		8 万円	6 万円
5 億円超 10 億円以下		18 万円	16 万円
10 億円超 50 億円以下		36 万円	32 万円
50 億円超		54 万円	48 万円

ただし、営業に関しない領収書は非課税とされています。

営業の定義は実はないのですが、税務当局は、次のものは「領収書」であっても収入印紙は不要としています。

- 会計士・税理士の領収書
- 弁護士の領収書
- 医師の領収書
- 個人が自宅など不動産を売却したときの領収書

ただし、個人が不動産賃貸業を行っており、その家賃の領収書は印紙税の対象となります。

印紙税は、「領収書」とか「契約書」とかの書類のタイトル名ではなく、その文書の内容により判断されます。

さらに印紙税は、「文書」に貼り付けて納税することを前提にしています。従って、電子メールやFAXは同じ文面であっても印紙は必要ありません。

また、同じ契約書が2通以上作成されて、1通を正本として、他を写し、副本と表示する場合があります。写し、副本と表示されたものであっても、契約当事者の双方または一方の署名や押印があり、契約の成立等を証明する目的で作成されたときは課税文書に該当するので印紙税が課税されます。

しかし、契約当事者の一方が原本をもって、ほかの者がその原本を複写機でコピーしたものを持っている場合、当事者の署名や押印が複写されていても、そのコピーが単に複写しただけのものであるときは、印紙税は不要です。

また、役所へ提出するために契約書をコピーした場合や弁護士などに契約書のコピーを渡した場合などについても、そのコピーをした契約書に収入印紙を貼る必要はありません。

印紙が貼って無くても契約そのものは有効です。

契約書に収入印紙が貼ってあり、署名、印鑑がおしてあると、文書としての重みが出て契約したのだ！という実感がわいてくるものですが、印紙が貼って無くても、契約としてはすでに成立しているのです。

つまり、印紙が貼ってない契約書であっても契約そのものは有効であるということで、印紙が貼っていないということは納税の義務が果たされていないというだけのことなのです。

最近の税務調査では、印紙税の調査も同時に行われる事がふえていますので、御留意ください。